



お問い合わせ 高千穂町社会福祉協議会 ☎0982(72)3663

こんにちは。社会福祉協議会です。 高千穂町社会福祉協議会からのお知らせ

「令和6年能登半島地震災害義援金」について

このたびの災害により被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。
地震、津波等の影響により、石川県、富山県、新潟県、福井県などで人的および家屋への甚大な被害が発生し、複数県の市町村に災害救助法が適用されました。
高千穂町社会福祉協議会では被災された方々を支援するために義援金の受付を行っています。
また、役場、各出張所などにも募金箱を設置しております。

みなさまからお寄せいただいた義援金は、宮崎県共同募金会、日本赤十字社宮崎県支部を通じ被災県において取りまとめられ、設置される配分委員会で配分額を決定し被災市町村から被災者へ配分されます。

また、中央共同募金会では、被災者支援を直接的に行うボランティアグループやNPO団体の活動を支える資金支援の仕組みとして、赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」(ボラサポ)を設置し、寄付金の募集と支援活動に対する助成を行っています。

この支援金で、被災地の災害ボランティアセンター等と連携して行う、ボランティア団体・NPO等の活動を援助いたします。

詳しくは中央共同募金会のホームページをご覧ください。



赤い羽根の災害・被災地支援 検索



ふれあい給食サービス

高千穂町社会福祉協議会では、ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯、心身障がい者世帯、その他調理が困難な方の世帯へ安否確認も兼ねた宅配給食サービスを行っています。

- ・利用日は、月曜日から金曜日までの週5日で、夕食のみとなっています。
- ・利用金額は、1食450円。給食の内容は専属の栄養士によりカロリー計算がされており、刻み食・透析食等の特別食にも対応できます。



ふれあい給食サービスでは、調理および配達や配達のボランティアを募集中！

ふれあい給食サービスでは、調理および配達や配達のボランティアを募集しております。時間は、お昼から夕方にかけてとなります。また、配達は自家用車を使用していただくため、車をお持ちの方に限ります。
※実費程度の活動費支給があります。



※給食の利用やボランティアを希望される方は社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。

社会福祉法人 高千穂町社会福祉協議会 ☎(0982)72-3663 高千穂社協 検索



お問い合わせ 町民生活課 国民年金係 ☎0982(73)1203

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

国民年金とは、自分や家族の加齢・障害・死亡などで、経済的に自立した生活が困難になるリスクにそなえ、すべての国民が加入し支え合う仕組みです。20歳以上 60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方等は、国民年金に加入し、保険料を納付することが義務づけられています。

保険料の納付方法について

令和5年度の国民年金保険料は、月額16,520円です。保険料は日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストア・スマホアプリで納めることができます。

また、便利でお得な口座振替・クレジットカードでの納付もできます。

⚠️ 不審な電話や案内にご注意ください!

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

保険料の納付期限について

毎月の保険料の納付期限は「翌月の末日」です。保険料の納め忘れの状態、万一障害や死亡といった不測の事態が発生すると障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、必ず納付期限までに納めてください。

保険料の免除・猶予制度等があります

経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、役場町民生活課国民年金係でのご相談、またはお早めのお手続きをお願いします。

**お便り
ありがとうございます**

お寄せいただいたお問い合わせの一部をご紹介します。紙面の都合上、要約させていただく場合がありますのでご了承ください。

公民館費の納入に銀行窓口に行かなければいけませんが、平日に働いている人たちの負担になっているのでは？このシステムはどうにかなりませんか？
(ペンネーム：高千穂のズン 70代・女性)

総務課課行政係より

貴重なご意見ありがとうございます。
おっしゃるとおり、日中働かされている小組合長の納入作業の負担は否めず、労いの言葉が浮かびます。
最初にご理解いただきたいのですが、行政機関は行政機関の体制上、自治公民館費に対して指導できる立場がなく、また、当該納入方法については、各自治公民館の会計担当者等に委ねられています。
したがって、高千穂のズンさんがおっしゃる納入方法の負担軽減の解決につきましては、所属する自治公民館に要望若しくは相談させていただきます。
よろしく願いいたします。

点線に沿ってお切りください(郵便はがき可)

郵便はがき

料金受取人払郵便

延岡局承認

766

差出有効期限
令和6年12月
31日まで

8 8 2 1 1 9 0

高千穂町役場
企画観光課 行



ご住所

電話番号 () -

おなまえ

ペンネーム

※記入がない場合はイニシャルで表記させていただきます